

2008.11.20 附へ

県保険社会
社会福祉本部

平成20年度福祉灯油緊急補助事業の概要について

1 補助事業の概要

項目	平成19年度	平成20年度
補助対象市町村	「豪雪地帯対策特別措置法」の豪雪地帯を有する県内の19市町村（中核市を除く）	平成19年度と同様
1世帯当たりの補助基準額	5千円	平成19年度と同様
補助率	2分の1	平成19年度と同様
補助対象世帯	以下の2条件とともに満たす世帯 1 高齢者、障がい者、ひとり親世帯等 2 住民税非課税世帯（生活保護世帯を除く）	以下の条件を満たす世帯 1 高齢者、障がい者、ひとり親世帯等で市町村長が生活困窮世帯であると認めた世帯 ※生活保護世帯を事実上加えることになる。
市町村毎の補助上限額	人口規模に応じて、限度額を設定 20万人以上 1,000万円 10万人以上 800万円 5万人以上 600万円 2万人以上 400万円 2万人未満 200万円	平成19年度と同様

2 補助スキームを一部を変更する理由について

- (1) 補助対象世帯については、県補助対象外の生活保護に支給した団体が2町（磐梯町、只見町）、また他の補助対象自治体からも生活保護世帯を対象にするよう要望があったこと。
- (2) 市町村民非課税世帯とした部分では、市町村民税均等割世帯まで拡大した団体が2町（会津坂下町、金山町）あったこと。
- (3) さらに、補助下限額を10万円としたため補助対象外となった楨枝岐村も実際の補助では、均等割課税世帯まで拡大して支給したこと。

以上の実績から、県の補助対象市町村のうち25%以上が県の補助対象世帯を拡大して実施しており、要望等からは、潜在的な対象拡大需要はあると考えられるため、市町村の自主性を尊重し、「生活困窮世帯」の定義として考慮した、「市町村民税非課税世帯」の制限を除外することとした。